

# 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則

## 第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準等

制 定：平成18年2月7日農林水産省告示第125号

### 一 対象農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準

#### 1 格付のための施設

検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。

#### 2 格付の実施方法

(1) 格付及び格付後の荷口の出荷又は処分に関する記録を作成し保存するための帳簿を備えていること。

(2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「施行規則」という。）第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資（以下「対象農林物資」という。）の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための検査を行わせ、かつ、当該検査の結果に基づき格付を行うこと。

#### 3 格付を担当する者の資格及び人数

格付担当者として、(1)及び(2)のいずれにも該当する者が1人以上置かれていること。

(1) 対象農林物資の選別業務に6月以上従事した経験を有すること。

(2) 登録認定機関又は登録外国認定機関の指定する講習会において、格付を行おうとする対象農林物資の格付に関する講習を受講していること。

### 二 対象農林物資についての登録認定機関又は登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準

#### 1 登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準

対象農林物資についての登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準は、施行規則第46条第1項第1号ハ及びホ、第2号へ並びに第3号ト、チ及びリの規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) 対象農林物資についての製造業者等又は外国製造業者等の認定の実施方法に関する基準

① 認定をしようとするときは、当該認定の申請に係る工場又は事業所における施行規則第29条第1項第1号及び第4号に掲げる事項（以下「認定事項」という。）が一の基準に適合することを書類審査及び実地の調査により確認すること。

② 申請者が登録認定機関から認定を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認すること。

③ 認定をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

イ 登録認定機関からこの告示に定める基準により認定を受けた製造業者等又は外国製造業者等（以下「認定事業者」という。）は、格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての登録認定機関による当該日本農林規格に定める測定方法を用いた確認を受け、当該確認の結果、適合すると確認されたものについてのみ、格付を行うことができること。

ロ 認定事業者は、認定事項が一の基準に適合するように維持すること。

ハ 認定事業者は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第18条及び第19条の規定を遵守すること。

ニ 認定事業者は、法第19条の2の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。

ホ 認定事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認定事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認定機関にその旨を通知すること。

ヘ 認定事業者は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認定に係る対象農林物資以外の商品について登録認定機関の認定を受けていると誤認させ、又は登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

ト 認定事業者は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認定に係る対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。

チ 認定事業者は、登録認定機関が認定事業者に対し、ヘ又はトの条件に違反すると認めて、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。

リへ及びトに定めるもののほか、認定事業者は、他人にその認定又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認定に係る対象農林物資以外の商品について登録認定機関の認定を受けていると誤認させ、又は登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。

ヌ 認定事業者は、格付を行うときに登録認定機関が行うイの確認のための調査及び登録認定機関が定期的に、又は必要に応じて行うロの条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。

ル 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を登録認定機関に報告すること。

ヲ 登録認定機関は、認定事業者が行う格付に関する業務が適切に行われているかどうかを確認し、又はへ、ト若しくはロの条件が遵守されているかどうかを確認するため必要があるときは、認定事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は認定に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、対象農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。

ワ 登録認定機関は、認定事業者がイからルまでに掲げる条件に違反し、又はヲの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくはヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認定を取り消し、又は当該認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止することを請求することができること。

カ 登録認定機関は、認定事業者がワの規定による請求に応じないときは、その認定を取り消すこと。

レ 認定事業者の氏名又は名称及び住所、対象農林物資についての認定である旨及び対象農林物資の種類、認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地並びに認定の年月日、ワの規定による請求をしたとき又はその認定を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。

## (2) 認定事項の確認に関する基準

① 認定事業者が格付を行おうとするときは、認定事項が一の基準に適合することを確認すること。

② 認定事業者から認定事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認定事項が一の基準に適合することを確認すること。

③ ②の場合のほか、認定事業者が認定事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認定事項が一の基準に適合することを確認すること。

④ 認定事業者の認定をした日又は認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合していることを確認した日（②、③又は⑤の確認をした日を除く。）から一年以内に当該認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合することを確認すること。

⑤ ①から④までに定めるもののほか、認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合することを確認すること。

⑥ ①から⑤までの確認は、(1)の①及び②の基準に適合する方法により行うこと。ただし、②、③又は④の確認においては、(1)の①の書類審査の結果、当該認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合すると認めるときは、(1)の①の実地の調査及び(1)の②の確認を省略することができること。

## (3) 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

① 認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合しなくなったとき（⑥のイに該当するときは除く。）又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、当該認定事業者に対し、一の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

② 認定事業者が法第18条又は第19条の規定に違反したとき（⑥のロに該当するときは除く。）は、当該認定事業者に対し、格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

③ 認定事業者が(1)の③のへ又はトの条件に違反したときは、当該認定事業者に対し、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求すること。

④ 認定事業者に対して①から③までの規定による請求をする場合において、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務（当該請求に係るものに限る。）及び格付の表示の付してある対象農林物資（当該請求に係るものに限る。）の出荷を停止することを請求すること。ただし、当該認定事業者が①から③までの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が1年を超えると見込まれるときは、①から③までの規定にかかわらず、その認定を取り消すことができること。

⑤ 認定事業者が正当な理由がなくて、(1)の③のヲの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は(1)の③のヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止することを請求すること。

- ⑥ 認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すこと。
  - イ 認定事業者に係る認定事項が一の基準に適合しなくなった場合であって、一の基準に適合するものとなることが見込まれないとき。
  - ロ 認定事業者が法第18条又は第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。
  - ハ 農林水産大臣が登録認定機関に対し、当該登録認定機関が認定した認定事業者が正当な理由がなくて、法第19条の2の規定による命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき。
  - ニ 認定事業者が正当な理由がなくて④又は⑤の規定による請求に応じないとき。

(4) 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準

- ① 認定事業者の認定をしたときは、遅滞なく、次の事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）の提供をすること。
  - イ 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての認定である旨及び対象農林物資の種類
  - ハ 認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 認定の年月日
- ② 認定事業者に対し、(3)の④又は⑤の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
  - イ 請求に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資について出荷の停止を請求している旨並びに対象農林物資の種類
  - ハ 請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 請求の年月日
  - ホ 請求の理由
- ③ 認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
  - イ 廃止に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類
  - ハ 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 廃止の年月日
- ④ 認定の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
  - イ 取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類
  - ハ 取り消した認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - ニ 取消しの年月日
  - ホ 取消しの理由
- ⑤ ①から④までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。
  - イ ①に掲げる事項の閲覧及び提供 認定をした日から当該認定に係る認定事業者が格付の業務を廃止する日又は当該認定に係る認定事業者の認定の取消しをする日までの間
  - ロ ②に掲げる事項の閲覧及び提供 (3)の④又は⑤に規定する格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止の期間
  - ハ ③又は④に掲げる事項の閲覧及び提供 認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

2 登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準

1の規定は、登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、1の(1)中「製造業者等又は外国製造業者等」とあるのは「外国製造業者等」と、1の(1)の③のハ中「及び第19条」とあるのは「、第19条及び第19条の5の規定並びに法第19条の6第3項において準用する法第19条」と、同二中「第19条の

2」とあるのは「第19条の6第3項において準用する法第19条の2」と、「命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して」とあるのは「請求を拒んで」と、1の(3)の②及び1の(3)の⑥の口中「又は第19条」とあるのは「、第19条若しくは第19条の5の規定又は法第19条の6第3項において準用する法第19条」と、同⑥のハ中「、法第19条の2の規定による命令に違反し、又は法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」とあるのは「法第19条の6第3項において準用する法第19条の2の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

### 三 対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認定機関又は登録外国認定機関の認定等の報告

#### 1 登録認定機関の認定等の報告

(1) 登録認定機関は、二の1の(1)の認定をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があったときも、同様とする。

- ① 当該認定に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 当該認定に係る者の製造業者等又は外国製造業者等の別
- ③ 対象農林物資についての認定である旨及び対象農林物資の種類
- ④ 当該認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 当該認定の年月日

(2) 登録認定機関は、二の1の(3)の④又は⑤の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- ① 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての請求である旨及び対象農林物資の種類
- ③ 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 当該請求の年月日
- ⑤ 当該請求の理由

(3) 登録認定機関は、認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第三号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- ① 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類
- ③ 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 当該廃止の年月日

(4) 登録認定機関は、認定事業者の認定を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第四号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- ① 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類
- ③ 当該取り消した認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 当該取消しの年月日
- ⑤ 当該取消しの理由

#### 2 登録外国認定機関の認定等の報告

1の規定は、登録外国認定機関の認定等の報告について準用する。この場合において、1の(2)中「二の1」とあるのは「二の2において準用する二の1」と読み替えるものとする。

### 四 対象農林物資についての外国製造業者等の公示

農林水産大臣は、三による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等に係る事項を公示しなければならない。

様式第一号

年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

登録認定機関〔登録外国認定機関〕名

住 所

代 表 者 氏 名



認 定 く 変 更 く 報 告 書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第5項〔第66条において準用する同規則第47条第5項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該認定に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該認定に係る者の製造業者等又は外国製造業者等の別
- 3 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての認定である旨及び当該農林物資の種類
- 4 当該認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 5 当該認定の年月日

備考 1 変更の報告にあっては、当該変更に係る事項のみを記載すること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二号

年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

登録認定機関〔登録外国認定機関〕名

住 所

代 表 者 氏 名



業 務 停 止 請 求 報 告 書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第5項〔第66条において準用する同規則第47条第5項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該請求の年月日
- 5 当該請求の理由

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第三号

年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

登録認定機関〔登録外国認定機関〕名

住 所

代 表 者 氏 名



認 定 事 業 者 の 業 務 廃 止 報 告 書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第5項〔第66条において準用する同規則第47条第5項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所

- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該廃止の年月日

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

**様式第四号**

年 月 日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

登録認定機関〔登録外国認定機関〕名

住 所

代 表 者 氏 名



認 定 取 消 報 告 書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第5項〔第66条において準用する同規則第47条第5項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての取消しである旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該取り消した認定に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該取消しの年月日
- 5 当該取消しの理由

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成18年2月7日農林水産省告示第125号）

この告示は、平成18年3月1日から施行する。